

資源プラスチック等の分別回収開始に係るQ&A

令和7年12月26日現在

説明会で出された主な質問（複数の地区から出されたもの）を中心にまとめましたので、参考にしてください。

No.	カテゴリー	質問	回答
1	資源プラ (対象品目)	発泡スチロールの梱包材・緩衝材は、大きさ・厚さの基準を超えるものでも引き続き「資源プラスチック」に出してよいのか。	「プラスチック製容器包装」の分別方法に変更はない。 発泡スチロールの梱包材・緩衝材は、「プラスチック製容器包装」であるため、これまでのとおり大きさ・厚さに関係なく「資源プラスチック」に出すことが可能である。
2	資源プラ (対象品目)	タッパーについて、「厚さ5mm未満なので資源プラスチックとなる」との説明があったが、素材の厚さで判断するということか。	お見込みのとおりである。
3	資源プラ (対象品目)	大型のビニール袋は、「資源プラスチック」には出せないか。また、ビニールひもも30cm以上であれば「可燃ごみ」になるのか。	「容器包装」として出している程度のビニール袋であれば、問題ないと思われるが、大型のものであれば、可燃ごみとして出してほしい。また、ビニールひもも機械にからむリスクがあるため、30cm以上であれば「可燃ごみ」で出してほしい。
4	資源プラ (対象品目)	プラスチック100%製品で、判断に迷った物は「可燃ごみ」でよいのか。	お見込みのとおりである。
5	資源プラ (対象品目)	収納ケースや雪かきは「可燃ごみ」でよいのか。	資源プラスチックの対象外となる100%プラスチック製品は「可燃ごみ」として出してほしい。
6	資源プラ (対象品目)	ハンガーは30cmを超えるものもある上に、伸縮可能なものもあるが、長さが30cmを超えるものも「資源プラスチック」に該当するか。	基準を1cmでも超えていれば取り残す、とまではしないが、明らかに30cmを超えるものは「可燃ごみ」として出してほしい。
7	資源プラ (対象品目)	ポリタンクも「可燃ごみ」となるのか。また、なぜ「可燃ごみ」になるのか。	現在、可燃ごみの焼却処理を行っている「ながの環境エネルギーセンター」は、ダイオキシン等の発生抑制など、プラスチックを安全に焼却することが可能であることから、「可燃ごみ」としている。
8	資源プラ (対象品目)	プラスチック製品について、劣化して茶色くなったり、割れやすくなったりしているものも、「資源プラスチックで」出しても良いのか。	劣化が進んでいるものは、「可燃ごみ」にお出しいただきたい。

No.	カテゴリー	質問	回答
9	資源プラ (出し方)	長さ・厚さの基準を少しでも超えるプラスチック製品が出されていたなど、「資源プラスチック」や「可燃ごみ」の分別に誤りがあったときは、集積所に取り残されてしまうのか。	「資源プラスチック」の袋に缶など「明らかにプラスチック以外のものが混入している場合」には、ルール違反ごみとして取り残すが、基準を1cmでも超えていれば取り残す、とまではしない。 例えば厚さの基準を超える「まな板」が「可燃ごみ」でなく「不燃ごみ」に入っている場合でも、取り残しはしない。ただ、正しく分別をしてもらいたいので、市としても分かりやすい広報を行い、正しく分別していただけよう取り組んでいきたい。
10	資源プラ (出し方)	分別方法が変わることで、現在の「プラスチック製容器包装」の指定袋は変わるのか。	黄色の「プラスチック製容器包装」の指定袋を「資源プラスチック」の袋として引き続き使用してほしい。
11	資源プラ (出し方)	レジャーシートについては、切っても切断面は鋭利にならないが、なぜ「資源プラスチック」にはならないのか。	レジャーシートなど、長さ30cm以上のプラスチック製品で切断しても切断面が鋭利にならないものもあるが、資源再生センターの現在の設備の能力を踏まえ、例外を設けず、「長さ30cm未満かつ厚さ5mm」という基準を適用することとしている。
12	資源プラ (出し方)	プラの汚れ基準について、どの程度まで落とす必要があるのか。水資源の重要性を踏まえると、過度な洗浄は本末転倒ではないか。	プラの汚れ除去について、「水で軽く洗う程度」と案内している。水資源を多量に利用しなければ落とせない汚れは「可燃ごみ」として判断してほしい。参考として、袋等にクズが残っていない状態で、匂いが発生しない程度に落としてもらいたい。
13	資源プラ (出し方)	プラスチック製容器包装やタッパー容器についているラベル(紙)は剥がす必要があるか。	ラベル程度であれば、そのままでもリサイクルに問題はない。
14	資源プラ (出し方)	容器包装プラは洗って出さないといいけないのか。	洗うなどして汚れ、油分を落としてから指定袋に入れてお出しいただきたい。
15	資源プラ (出し方)	長さ30cm以上のプラスチック製品を切ったり割ったりすれば、「資源プラスチック」として出せるのか。	処理設備の故障や作業員のけがにつながるおそれがあるため、切ったり割ったりしても、「資源プラスチック」ではなく、「可燃ごみ」で出してほしい。

No.	カテゴリー	質問	回答
16	資源プラ (その他)	回収された資源プラはその後どうなるのか。	資源再生センターの中間処理施設で破袋機にかけ、人の手で異物を取り除き、サイコロ状に圧縮梱包した後、民間の再商品化施設へ運ばれ、荷物の台座となるパレットやプラスチックの原料となる粒状のペレットに加工されている。
17	資源プラ (その他)	プラスチックをリサイクルしても採算が取れるのか。	ペットボトルを除きプラスチック類についてコスト面での採算は、現時点では困難な状況である。ただし、国においても回収したプラスチックを工業製品に再利用する仕組みを推進しているため、回収したものは再商品化する流れが今後できていくのではないかと考えている。
18	資源プラ (その他)	「資源プラスチック」の分別開始により、不燃物が減るというイメージか。	イメージとしてはその通りである。
19	資源プラ (その他)	指定袋の代金（手数料）に変更はあるか。	プラの指定袋には手数料がかかっておらず、分別変更後も引き続き手数料はかからない。袋本体の値段は小売店ごとに異なる。
20	資源プラ (その他)	資源プラはマテリアルリサイクルとサーマルリサイクルどちらの比率が多いのか	収集した「資源プラスチック」は再商品化（マテリアルリサイクル）を行う。（法では「再商品化」を推進しているが、燃やした熱エネルギーを活用するサーマルリサイクルは「再商品化」に該当しない。なお、高炉還元剤としての利用は認めている）
21	資源プラ (その他)	現在回収しているプラスチック製容器包装のリサイクル率は。	令和6年度のプラスチック製容器包装の回収量は3064トン。紙や缶、ペットボトルも合わせた長野市全体のリサイクル率は、26.3%となっている。
22	資源プラ (その他)	プラスチック容器包装の袋は手数料がかかっていないことを逆手に取り、汚れたままのものを入れる人がいて、袋が取り残されている。今回の分別変更でプラの袋で出せるものが広がることを危惧している。	「資源プラスチック」を袋に入れる際には、汚れや油分を落としてから入れるよう周知をしていきたい。 ※チラシに記載予定

No.	カテゴリー	質問	回答
23	充電式電池類 (対象品目)	小型の工作機械や電動芝刈り機のバッテリーは、市の回収の対象になるのか。	車のバッテリーのような鉛電池や、船舶用の大型のものは対象外となるが、手持ちの機械でリチウムイオン電池、ニッケル水素電池又はニカド電池の場合は、対象となる。
24	充電式電池類 (出し方)	充電式電池について、絶縁のされていないものや袋に入っていないものは取り残すのか。	集積所に滞留させることは良くないと考えており、絶縁されていないことや、袋に入っていないことをもって取り残すことはしない予定である。
25	充電式電池類 (出し方)	充電式電池を従来通り回収協力店へ持ち込むことは問題ないのか。	回収協力店での回収は継続する。ただ、回収協力店で受け取るものは限定されていて、膨らんでいるものや海外製のリサイクルマークのないものは受け取らないため、そのようなものは市の収集に出してほしい。
26	充電式電池類 (出し方)	充電式電池をビニール袋に入れる理由は何か。乾電池と分離する理由は何か。	充電式電池は水に弱いいため、ビニール袋に入れてほしい。また、充電式電池と乾電池は別のルートでリサイクルするため、分離する必要がある。
27	周知方法	集積所での周知方法は考えているか。	ラミネートカレンダーと一緒に、集積所に掲示する用のポスターを配布する予定となっている。
28	周知方法	集積所掲示用のポスターの配布されるということであるが、それはどのようなものか。また、改めて申し込みが必要か。	ポスターはカレンダーのようにラミネート加工はしていないが、耐水性のある用紙に印刷したものになる。変更を周知するため、ラミネートカレンダーと同数を配布するため、改めての申込は不要である。
29	周知方法	一度の説明ではどうしてもわかりにくい部分がある。今後はどのような形で周知を行うのか。	広報ながのやチラシの配布を通じて周知を行っていく。また、来年度の環境美化説明会でも同様に説明を行うほか、出前講座により地区へ伺って説明することもできるので生活環境課まで相談してほしい。
30	周知方法	チラシはどのように配られるのか。	1月末に配られる広報2月号と一緒に全戸配布する。

No.	カテゴリー	質問	回答
31	周知方法	保存版は配ってもらえるのか。	カレンダーとともに、3月に配布予定である。
32	周知方法 (出前講座)	地区を対象とした説明をしてもらえるのか。	地区からの申し込みがあれば、出前講座として説明に伺うことも可能である。
33	モデル地区	豊野地区の状況は。	<p>モデル地区開始までのプロセスは、地区説明会、チラシの全戸配布と、今回と同様の流れで行っている。排出されているものは、チラシに掲載されたものが多い。大きな問題は発生していないが、「資源プラスチック」に出された鳥除け用のネットが処理する機械に絡まり、作業に大きな支障が生じたことがあった。充電式電池も、当初は絶縁がされていないものや、無色透明な袋に入っていないものもあったが、現在は改善されてきている。</p>
34	その他	ボタン型の電池は、どのようにして出したらよいか。	<p>キーレスエントリー等で使用するコイン型リチウム電池と12mm以上のボタン型電池は、ビニールテープ等で絶縁し、「不燃ごみ」へ。補聴器や電子体温計で使用される12mm未満のボタン型電池も絶縁の上、回収協力店へ。なお、ボタン電池は水銀が含まれている可能性があるため、市では回収しておらず、回収協力店を經由し適正に処理していただいている。</p>